

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、常勤の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第2項</u>に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、常勤の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3第1項</u>に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。